

【様式1】

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:港湾空港技術研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定期限	備考
該当なし											

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成25年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定期限」欄は、平成26年度以降の具体的な移行予定期限(例:平成26年度)を記載すること。

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:港湾空港技術研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料	理事長 高橋 重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成25年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	6,884,173	-	0	供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
水道料	理事長 高橋 重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成25年4月1日	横須賀市上下水道局 横須賀市小川町11	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	14,171,651	-	0	供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
電話料	理事長 高橋 重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成25年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,879,172	-	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
電話料	理事長 高橋 重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成25年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,439,648	-	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
通信回線費	理事長 高橋 重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	平成25年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3-10-10	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	5,006,925	-	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データ等をオンラインで通信し、研究にも活用されるものである。この回線の一部はすでに国がKDDI(株)と契約しているものである。したがって国との間の確実なデータ通信を確保できる回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」